

所沢市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、所沢市議会委員会条例（平成3年条例第18号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、所沢市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
ただし、委員長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第1委員会室、第3委員会室、第4委員会室及び第6委員会室 7人
- (2) 第2委員会室及び第5委員会室 10人
- (3) 全員協議会室 20人

(傍聴証の交付)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴証交付申出書（様式第1号）により傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議当日議会事務局所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）が傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、指定された傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、私語を発し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示唆的行為をしないこと。
- (4) 帽子、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、パーソナルコンピューター、タブレット端末等を携帯する場合は、電源を切り、又は着信音が鳴らないように設定し、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、条例第20条第1項の規定による秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特例)

2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）拡大防止のため、当分の間、傍聴しようとする者は、様式第1号に住所及び連絡先を記載するものとする。

様式第1号

委員会傍聴証交付申出書

(宛先)

氏 名

年 月 日開催の次の委員会を傍聴したいので、所沢市議会委員会規程第3条第1項の規定により傍聴証の交付を申し出ます。

【傍聴を希望する委員会】

- | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 総務経済常任委員会 | ／ | <input type="checkbox"/> 健康福祉常任委員会 |
| <input type="checkbox"/> 市民文教常任委員会 | ／ | <input type="checkbox"/> 建設環境常任委員会 |
| <input type="checkbox"/> 予算常任委員会 | ／ | <input type="checkbox"/> 議会運営委員会 |

傍聴を希望する委員会にレ点でチェックを入れてください。
※印のところは記入しないでください。

※NO. _____

(表)

<h1>傍聴証</h1> <hr/> <p>委員会 No.</p>

(裏)

<p>注 意 事 項</p> <ul style="list-style-type: none">・傍聴席に入場するときは、所定の入口で傍聴証を係員に提示してください。・傍聴を終え退場するときは、傍聴証を返還してください。・傍聴席では、委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。・傍聴席では、携帯電話、タブレット端末等を携帯する場合は、電源を切り、又は着信音が鳴らないように設定し、使用しないこと。・委員長の許可を得た場合を除き、傍聴席では、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。・所沢市議会委員会傍聴規程に違反し、委員長の命令に従わない場合は、退場していただくことがあります。
